

固定資産税のお知らせ

土地・家屋について

お持ちの土地・家屋について、次のようなときは、固定資産税係にご連絡ください。

- 土地の現況地目が変更になったとき
- 家屋の新築、増築、使用用途変更をしたとき
- 家屋の全部又は一部を取り壊したとき

固定資産税は、登記地目や登記床面積によらず、その年の1月1日（賦課期日）時点での現況地目や現況床面積等により評価され、その評価額に基づき税額が計算されます。

現況地目や現況床面積等の修正（課税台帳の修正）には職員による現地調査が必要となりますので、必ず1月1日（賦課期日）までにご連絡ください。

土地(宅地)の税額軽減のために申告が必要です。

住宅の敷地の用に供されている土地（住宅用地）は、「住宅用地に対する課税標準の特例」により土地の税額が軽減されます。

家屋の新築や使用用途変更により新たにこの特例の適用をうけるためには、申告が必要となりますので、ご注意ください。

登記されていない家屋の名義変更は市役所でできます。

登記されていない家屋（未登記家屋）を売買、相続、贈与等により名義変更される場合は、市役所でのお手続きが必要となります。手続きのための承諾書は税務課固定資産税係でご用意していますので、必要な方はご連絡ください。

償却資産について

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。

償却資産とは会社や個人が所有している構築物、機械、器具、備品などの事業用資産です。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日時点に所有している償却資産について、資産の所在地の市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）

申告用紙が必要な方にはお送りしますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

償却資産の申告書の提出期限は、1月31日（木）です

申告対象となる償却資産の例

- 事務所…応接セット、ロッカー、パソコン、コピー機、エアコン
- 農業…ビニールハウス、田植機、稲刈機
- 小売業…商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板
- 漁業…漁船、船舶無線、漁網、養殖用設備
- 喫茶・飲食店…カウンター、室内装飾品、厨房設備、レジスター
- 工場・作業所…受変電設備、旋盤、プレス機、構内舗装、門、塀
- 建設業…ポータブル発電機、パワーショベル、ポンプ、溶接機
- 病院・診療所…ベッド、手術台、医療用機器、給食用厨房

問 税務課固定資産税係 ☎ 63-1203

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
11	25(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
11	8(木) 22(木)	市役所税務課	17:15～19:00

固定資産税 4期	11/30 (金)
国民健康保険税 5期	
介護保険料 5期	
後期高齢者医療保険料 5期	
納期限	
高知けいば	11月 3・4・10・11・17・18・24・25
パルス宿毛	12月 1・2・8・9・15・16・28・30・31
<small>(HP) http://www.keiba.or.jp <i-mode> http://www.keiba.or.jp/i/</small>	